平成２５年（フ）第３０号
北海道岩見沢市かえで町５丁目２番12号
債務者　秋葉　喬紀
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第４０号
北海道美唄市西２条南２丁目４番28号
債務者　山崎　美子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第８６号
北海道苫小牧市拓勇西町８丁目１番地の８　セジュールⅡ103
債務者　坂口　義信
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４１５号
仙台市泉区長命ケ丘３丁目26番地の１　長命荘Ｂ棟103
債務者　丹野　佳則
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４２６号
仙台市泉区住吉台西１丁目１番地の11
債務者　佐藤智恵子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
福島県喜多方市松山町鳥見山字桜清水622番地
債務者　坂内　晴男
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
茨城県水戸市赤塚１丁目1997番地の39、居所茨城県水戸市城東１丁目15番75　市営城東住宅505号
債務者　林　　常信
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２３８号
茨城県水戸市渡里町2524番地の７
債務者　青山　文惠
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２０９号
愛知県犬山市大字五郎丸字柿崎18番地１　メゾン五郎丸40Ｆ
債務者　春日　利夫
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４７９号
京都市山科区西野山射庭ノ上町８番地、前住所京都市山科区西野山射庭ノ上町296番地　マエダハイツ204号室
債務者　原田　伸子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６８３号
京都市南区久世東土川町337番地１　洛南コーポラス26号室
債務者　熊川こと　芮　　勝子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
兵庫県赤穂市元禄橋町２番地　関西電力御崎寮、従前の住所大阪府藤井寺市青山２丁目12番10号
債務者　小牧　尚子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２２０号
兵庫県姫路市四郷町東阿保895番地１ナパリコーストＢ―101、従前の住所兵庫県姫路市市川台１丁目109番地
債務者　山下　敏和
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２２７号
兵庫県姫路市御立中５丁目12番22―102号書写ハイツ
債務者　中村　孝樹
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２２８号
兵庫県姫路市御立中５丁目12番22―102号書写ハイツ
債務者　中村　由佳
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２３０号
兵庫県加古川市加古川町稲屋335番地の19
債務者　小野　幸美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２３４号
兵庫県姫路市東今宿３丁目９番16―601号東今宿中村コーポ
債務者　濱本　定明
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部